つて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

合にあつては、管理措置が行われたものであること。
三・四　（略）

十　マンガン質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合マンガン肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）又はマンガン質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

つて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

合にあつては、管理措置が行われたものであること。
三・四　（略）

十　マンガン質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合マンガン肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）又はマンガン質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

つて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

置が行われたものであること。
三・四　（略）

十　マンガン質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合マンガン肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）又はマンガン質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）